

いつもお世話になっております。
猛暑の毎日でございますが、いかがお過ごしでしょうか。
熱中症にはくれぐれもお気をつけください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 暦年贈与信託による生前贈与
2. 税務カレンダー（2025年8月の税務）
3. 具体的な資料と説明の準備を！棚卸資産の評価損
4. 金利ある世界は、弱肉強食の時代

暦年贈与信託による生前贈与

生前贈与は相続財産を減らせることに加え、子や孫の若い世代に相続前から財産を有効に活かしてもらうことができます。

◆生前贈与加算期間は7年以内に延長

暦年贈与は毎年110万円まで基礎控除を受けられます。令和6年1月1日以後の贈与について相続税の課税価格に加算される生前贈与は、相続開始前7年以内（改正前は3年以内）の贈与となりました。ただし、令和8年12月31日までの贈与の加算対象期間は3年間に据え置かれ、以後、毎年1年ずつ延長されて、令和13年1月1日の贈与から7年間となります。

また、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額について、総額100万円まで加算対象外となります。

◆暦年贈与信託を生前贈与に活用

暦年贈与に信託銀行が扱う暦年贈与信託を利用することもできます。贈与者は金銭信託で委託者兼受益者となり、信託銀行は受託者となって、毎年、贈与を受ける親族、贈与時期、贈与金額を決めると信託銀行が贈与の手続きを贈与者、受贈者に取り次いでくれます。贈与者はあらかじめ贈与したい複数の親族を候補者として選定しておき、普段は信託財産として運用益を受益者として享

受し、贈与のときは、毎年、候補者の中から贈与したい相手の親族を選び、贈与したい金額を決めます。信託銀行は書面で贈与者と受贈者の意思の合致を確認した後、信託財産から贈与する金額を送金します。

贈与税は基礎控除額110万円を控除した額に課されます。信託銀行の取扱商品によっては、贈与者が受益者のまま贈与するもの、贈与時に受益者を受贈者に変更して贈与とするものもあるようです。

◆連年贈与、定額贈与には注意！

暦年贈与で毎年、定額の贈与を継続した場合、贈与額の合計額について課税リスクが生じます。国税庁は、例示として毎年100万円ずつ10年間の贈与があらかじめ当事者間で約束があり、贈与が定期金給付契約の締結によるものとされた場合、契約した年に贈与額全体について贈与税を課すとしています。暦年贈与信託では、毎年、受贈者を候補者から選定し、贈与の有無、贈与額を決めることができますが、贈与の際は贈与課税について注意が必要です。

また、贈与には子や孫に資産を早期に移転することで、その生活スタイルを贈与に依存させてしまう側面もあることにも留意しましょう。

2025年8月の税務

8月12日

●7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月1日

●6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

○個人事業税の納付（第1期分）（8月中において都道府県の条例で定める日）

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）（8月中において市町村の条例で定める日）

具体的な資料と説明の準備を！棚卸資産の評価損

◆季節商品（シーズナル商品）とは？

特定の季節に売れる商品のことを季節商品（シーズナル商品）といいます。例えば、夏には、クーラーや水着が売れ、冬には、暖房機器や防寒着が売れます。新生活が始まる時期には、キッチン用品やインテリア、生活家電が売れます。このような商品は、需要が短期間に集中するため、時機を掴めば、大きな利益を得ることができます。一方で、売れ残れば、不良在庫を抱え、商品も「流行遅れ」となり売れなくなります。

◆税務上棚卸資産の評価損が認められる場合

法人税法では、資産の評価損は原則として、認められていません。ただし、時価が50%以上下落しており、一定の事実（物損等の事実）がある場合には、損金経理を要件に、時価までの評価損が認められています。棚卸資産の場合には、次の事実がある場合に、評価損の計上が認められます。

- ① 災害により著しく損傷したこと
- ② 著しく陳腐化したこと
- ③ ①又は②に準ずる特別な事実

③は、破損、型崩れ、たなざらし、品質劣化により通常の方法により販売ができないケースが当たります。単なる物価変動、過剰在庫、建値の変更による価格低下は、該当しません。時価が今後回復しないというレベルの状態であることが求められます。はやらなくなった、機種がモデルチェンジをしたというだけでは、認められません。

◆具体的な資料と説明の準備が必要

そのため、通常の価額や方法で販売できないとする根拠となる具体的な資料と合理的な説明を準備しておく必要があります。

<陳腐化が生じている場合>

商品の売れ残りについては、過去の売れ残り商品の販売実績などが根拠資料となります。形式・性能・品質等が優れた新製品が発売されたことによる陳腐化の場合、新製品発売後の旧製品の過去の販売実績、値下げした場合の自社の販売計画、チラシ・HPの印刷・カタログ等を保存しておきます。

<品質劣化等の場合>

写真を撮り、報告書を作成するなど、期末時点の物理的な劣化等の状況を、後から確認できるようにしておきます。

<時価の算定根拠>

販売店の価格表や他社の価格動向がわかるもの（チラシ・HPの印刷等）で、時価に合理性、客観性があることを示しましょう。

金利ある世界は、弱肉強食の時代

我が国は長い間「金利なき世界」が続いてきました。ところが、輸入原材料高と円安を起点とするインフレの弊害は無視できず、日銀の金融政策は転換し、「金利ある世界」に突入しています。「金利なき世界」から「金利ある世界」への転換は、単に金利が上昇するということに止まらない、意外と大きな経済の構造転換を迫るものなのかもしれません。

銀行はリスクの対価として金利を獲得します。銀行が取るリスクには主として期間リスクとクレジットリスクがありますが、原則的にリスクが大きくなるにつれて、金利は高くなります。期間リスクでは長期ほど金利は高く、逆に期間が短ければ低くなります。クレジットリスクとは端的には貸倒リスクのことですが、一番信用度の高い国の発行する国債が最も金利が低く、企業向けの融資金利はそこから信用度が落ちるに従い高くなります。

通常、期間とクレジットの格差に対応して、相応の金利差（スプレッド）がつくのですが、ゼロ金利下ではそのスプレッドが急速に縮まります。というのは、銀行が顧客に提示する金利は原則的にゼロ以下にならないので、リスクの小さい金利はいち早くゼロに到達して下げ止まり、その後はリスクの大きい金利だけが下がってくるからです。

期間リスクでは、短期金利がゼロに近づくと、銀行は収益を求め、長期の貸出や有価証券に向かわざるを得なくなります。そうすると、長期金利もゼロに向けて低下し続け、長短の期間スプレッドが圧縮されていきます。クレジットリスクにおいても、最上位の国債の金利がゼロに近づくと、次に優良大企業の社債や貸出の金利が下がり、最後には中小企業向けの金利も下がることにより、スプレッドが急速に縮小します。

したがって、「金利なき世界」では、本来は存在するはずだったスプレッドが消失してしまいました。そこで、「金利ある世界」が到来すると、そのスプレッドが復活することが予想されます。

夏季休業日のお知らせ

誠に勝手ながら、下記の期間につきまして
夏季休業とさせていただきます。
期間中はご不便ご迷惑をおかけ致しますが、
何卒ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

夏季休業期間
8月13日（水）～8月17日（日）